

日本中世封建社会の法構造について

「知行」の発展を中心に

はじめに

荘園制における「職」と「知行」の在り方は、中世の土地領有にかかわる法律関係を示す重要な指標であるといわれる。

中田薫博士は比較法史の方法によって、「知行」を *Gewere* に相当するものとした²⁾。これは事実関係としての占有を、法律関係として認定したものと解されているのである。そして、「職」は荘園制の構造の下では、荘園付属の下級領主特権とみられるものであり、その職の対象である土地の商品化に伴い、私的移譲が頻行する事態になると、かゝる土地を知行している制度上の標識であった「職」は法史の上では、不動産物権と理解されるようになった³⁾。

さらに、知行の効力の面からみても、その発展過程をたどると、これは占有としての事実関係が法律関係即ち、知行となったから、当然のこととして、権利の推定性を受けることになり、また、知行不可侵の原則的効力の発生乃至強化をもたらす⁴⁾。かかる関係から、「職」も単なる標識であったものが、知行制度の発展の過程の中で独立した権利⁵⁾不動産物権となったのである。

かくて知行の対象である土地の自由移譲の盛行は知行制度の発展を

齎らし、ひいては、在地領主の自立を促がし、同時に、それは土地の封土化を齎たらず結果となる。

武家法における「年紀制」(時効)は、知行の内容が荘園領主との間で、競合するに及んで、在地領主権の権原(由緒)として成立してきたものである。

しかし、鎌倉期の「当知行」は、年紀制を媒介としてしか本権に準ずる権原(由緒)として承認されなかったという点は見逃せない。しかし、「年紀制」は、「当知行が在地領主制の中に生成してきた慣行の中で成立させて来た在地領主権の存在を合法化する法慣行的規範として認知された法意識である。」⁶⁾という意味において領主制の歴史の中で、一つの劃期を形成するものであった。

かくて、知行が自由移譲性(相伝性)を帯びてくるにつれて、「職」との関わりの中で、改変されてゆく面と、知行の事実関係の性質が法律関係化して、知行保護の発展史の究極である「当知行」の法制化してゆく動向との二つは、知行制研究の中では重要な検討事項であるのは多言を要しない。以下先学諸氏の研究を再吟味し、これらの諸点に考察を加えたい。

* 辻 本 弘 明

一

中世武家不動産訴訟に関連して、「本権の訴訟」と「知行の訴訟」の両者は知行の発展を中心問題とし、中田薫、石井良助両博士の著名な研究がなされて既に久しい。それ以来、所謂「知行論争」として周知されている知行の歴史的性格の究明に注がられた顕著な研究以後は余り数多くないといわれている。その中で最近の吉田徳夫氏の知行に関する三部作はとりわけ注目されてよい労作として評価されている。本稿では「本権の訴訟」と「知行の訴訟」の相互の関連を訴訟法的にみて、前者を本訴、後者をその予備的手続と扱えた石井良助博士の見解を受けて、更に中世荘園の経営と云う立場から本権の所有者を荘園領主（高級特権領主）と規定し、知行の所有者を荘園在地領主（下級特権領主）とする。そうすると、本権の訴訟は荘園の領有権を由緒づける権原の源泉の存在、不存在の確認訴訟であり、他方、「知行の訴訟」は現在の占有（知行）が当知行か、不知行かの事実審理であった。このように考えてくると後者、即ち「知行の訴訟」は「本権の訴訟」の予備的手続だと規定された石井博士の説は注目される見解である。そして更に、その知行を正当づけるには権原、即ち「知行の由緒」の存在が必要であり、その権原（由緒）は本権にその源泉を求めるものであった。換言すれば、下級特権領主支配には所領支配の事実を由緒づける権原がなければならぬ。これが「任相伝理」、「任請文」、「任公驗理」という権原を示す法律関係の存在、具体的に云えば領主支配、即ち知行の観点から見れば、「付属」という法律要件であろう。

「本権」と「知行」の関係は、由緒（権原）とそれに付属的に存在する下級領主特権という関係を示す法律状態であった。それが鎌倉中・末期から南北朝・室町期にかけて幕府権力の充実と共に、荘園付属的

下級領主権に基づく知行としての土地支配が本権、即ち荘園（高級）領主権のように、授与特権に権原（由緒）を置くのではなく、土地の現実の支配（占有）に根拠を置いて、それ自体に則して政治的、法的保障即ち、「安堵」を受けるようになるのである。それは付属的領主権、それ自身が権原として認知され、自立をみるようになっていくことを意味する。

そのような訳で、当然、この「知行の訴訟」の手続が発展して、それに伴い外題安堵法（弘安七年）の制定等がみられるにつれて独立化をはじめた。かくて、石井博士の「安堵」は当知行の法律的効力によって与えられたものとされているのはよく理解出来ることである。

室町幕府は「依然、権門体制を克服しえず、実質的には封建王政を指向するに止まる。」と評価されることには疑問をもつが、領主階層内部の重層関係を在地における事実関係である土地支配を法律関係としての知行と認めることによって、あらゆる相互の利害に基づく契約関係として再編成したとされるならば異論はない。

「斯かる関係は、所領が開発相伝等々に基づく人格性や特殊個別性を失った単なる物権となることでもあって、その結果「職」の重層性は名目的なものとなる。」と説明される。これは所領の帯びる人格性といわれる相伝・開発等の由緒により表現されるものの価値が否定され、所領の人格性が失はれることにより所領の表現形式でもある「職」が名目化し、物権化するものだとする考え方である。

このようなことは在地における支配という事実関係を封建法的土地所有関係即ち、知行関係の独立化を基盤に領主階級内部の重層関係を再編成していったことが、その背景になっていると考えられる。

室町幕府が應安元年（一三六八）六月十七日に、禁裏他殿下渡領等の主たる本家・寺社領を除く、「一般諸国本所領、暫相半分、沙一

汰一付下地於雜掌、可令全向後知行、此上半分之預人、或違乱雜掌方、或致過分掠領者、一円被付本所、至濫妨人者、可処罪科也」(法九七条)と立法した。應安元年(一二六八)十月には、この室町幕府の知行政策を「近年為一國平均之法、被付給人之間、被致半済沙汰」と本所側(東寺雜掌申状)も認めざるを得ない状況になっていた。應安元年(一二六八)当時の室町幕府は、鎌倉中・末期以後にみられた下地中分における本所、御家人双方による支配領域の中分と異なり、室町幕府自体による諸国本所領全般に互る強権的な支配領域の折半(「相分半分沙一汰一付下地」)を指令したのであって、若し、それ以外に、この幕府の令状違反者によって掠領された所領があれば全部本所に返付させ、その上、その者を罪科に処するというのである。このような追加法から窺えることは、應安元年段階になると、幕府が完全に諸国の所領全域にわたって政治的支配権をもち、且つ検断権も掌握していることから考えて、幕府は従来、朝廷の掌握していた政治・行政全体を完全に自己の専掌するところとなっていたとみて差支えない。従って、「近年為一國平均之法」とし、それを一般的行政命令として執行し、御家人に本所領等の中、半分を恩給することが出来たのである。このような意味をもつ「應安半済令」は決して、軽く見過せるものではなく、武家政権としての室町幕府にとっても、重大な意味をもつ。従来の朝廷を頂点とする重層的な「職の体系」を単一化して、これを將軍を中心とする武家の封建的主従制原理に立つ「知行の体系」に包摂し、かつ、その限りにおいてのみ、「職の体系」の存続を認めた政策を貫徹させたものと見られるのである。これが正に知行体系の再編成であった。

朝廷と將軍を「二頭政治体制」とする構成は日本法史においても整理しにくい問題であるが、これを敢えて朝廷と將軍を一体として、

「王権」と位置づけ、右の應安半済令(國王令状)をもって、高級荘園領主特権と付属在地領主特権の事実上の重層性を整理してゆこうとした政策であったと理解することは可能であろう。

その意味で、將軍を中心とする「知行の体系」と、朝廷を頂点とする「職の体系」との並存を完全に払拭するべく兩者を同一基盤として整理してゆこうとしているのである。その証拠に、應安半済令の中に、「次自先公(義詮)御時、本所一円知行地事、今更稱半済之法不可改動」とある。これは應安半済令は在地の現況即ち、諸国本所領中にも地頭御家人等の所領、特に彼等の当知行地が半分にはばっていたものと見られる現実をふまえての幕府権力による行政改革でもあったと同時に、知行地の事実上の重層性を解消し、単一化して行こうとしたものと考えられる。

吉田論文によれば、「知行関係に基づいた(封建)王制が成立するためには、荘園領主権の衰退と『職』の物権化とを前提としなければならない。『職の体系』が知行関係に基づく体制に再編成が行わなければならない。つまり、これは室町幕府の所領安堵の形式と由緒に対する姿勢の吟味、即ち知行制との関連から云えば、安堵の意味の検討より、出てくる結論である」とされる。

かゝる意味で、右の應安半済令の中の有力寺社本所領を「不可改動」とすることも、室町幕府・將軍の一貫した唯一の政治権力者としての意思表示であったことを示すものであると解せられる。

幕府が半済令に見られるように、職の重層性を「知行」関係に基づいて再編成するために、権原(由緒)の承認権を行使しようとする段階になると、守護が現況報告権を利用して國人との間に二次的封建関係を発生させてくる。

これが幕府による所領安堵の問題、—これをイングランド中世法で

言え、國王の権原開示訴訟における領主権原（由緒）の承認を触發し、また、これを契機として幕府と安堵申請者との間に、また、守護が仲介者として介在し、丁度、大巡回裁判所の如き性格を帯び、当知行（在地法慣行等も含めて）の立証という重要な役割をもつようになつてくるのである。

そうすると、安堵をめぐって、「当知行」自体が大きな問題をもつてくるようになり、こゝに、室町幕府と王朝側との間にも諸権限の包摂関係が生ずる。石井良助博士が建武の「一同之法」の施行と、幕府の應安年間の「当知行安堵の法」との間に密接な関係のあることに注目されたのは、その意味で重要な御指摘であつた。

この点について、吉田論文は「兩者相互の関連は不詳だが、この後、室町幕府の当知行の安堵状の多く見られることから関連があるものと見てよいのでは」とされている。以下右に見て来た知行制発展の足跡を史料に基づいて実證して行くことにする。

二

弘安七年の「知行安堵の制」が一旦の保障であつた段階から当知安堵の制に移るまでには幾程かの道程があつた。吉田論文は室町幕府の当知行安堵制の成立の歴史過程の検討において、多くの重要な指摘をされているが、それを整理しながら、尚、残された諸点を検討してゆくことにする。吉田論文にも重要史料として取り上げられた文安年間（一四四一）の初期、播磨国の公家史料である「建内記」の中、特に、次の史料は非常に貴重な事実を提示している。

(一)、文安元年五月廿日条

「吉川上庄事、土貢御註文并御状、伝越前守候之處、地領前註進之、以半分註籠地頭分敷置間、於于今者無方便云々。

此条無其謂事也、以他領令押妨令註籠自分者、不可依註進前後、可依文書之理非事也」

(二)、文安元年五月廿五日条

「吉川上庄領家内地頭号半濟間事、

今日、地頭藤田能登・藤田壹岐来丹後入道許、申我物之趣之間、此庄領家万里小路殿御領地、而地頭以半分被我物之条如何、有證文哉之由相尋之處、觀應二年為兵糧料所預状并延文二年兵糧料所半濟預状、永和元年下知状、正長二年赤松拳状等也、如觀應己後證文者、已被返付本所之者、以往之證文棄破也、正長二年赤松拳状者、訴訟拳達常事也、更非御成敗之文之由、問答了、今度於地下註進、非本所之註進、地下人任雅意註進之条露顯了、地頭更不及爭申」問答、就中今明日之間、三郡之面々於守護所令「委可註付云々、然者於地頭註進者、雅意之註文也、不足證據也、本所一円支證分明之上者、尋承可明申、先不可有楚忽之治定由、以飯尾肥前入道敷、犬橋敷、可被仰垣屋越前守、可然、」

(三)、文安元年五月廿八日条、

「地頭稱半濟事、不可依文書之理非也、只可依當知行之有無敷、是山名方之法式云々、希代事也、（中略）、以彼僧下良英、可代官事（中略）為守護代之横難、」

(四)、文安元年六月九日条、

「吉川上庄領家職一円事、地頭号半濟事、今日以常慶泰淳為使者、示垣屋越前守許、證状等備進、地頭乞請守護安堵云云」

播州美裏郡吉河上庄領家職事、

譜代「進止之家領異于他候、地頭藤田一族永享」燿觀應棄捐之御判、稱国引懸下知押妨候、於兵糧一旦預状者、已被棄捐、本所一円知行之子細御判以下分明候、至国引懸事者、或

一円或半済不同、更非一通之⁽⁸⁾掠申条露頭、仍嘉吉元年止彼違亂
 「不承引者、可被付地頭職於領家之由、任度」⁽⁹⁾「地頭請文等被
 成下御教書候、相當憲法善⁽¹⁰⁾預嚴密御下知、可開愁眉候、彼等
 雖申⁽¹¹⁾安堵候、無左右無御被用、任文書之道理」⁽¹²⁾「被経御沙
 汰之様可被申候、(後略)」

以上の諸史料を主たる手がかりにして当知行安堵法の成立過程を考
 察する訳であるが、先づ、その社会的政治背景に着眼すると、嘉吉の変の勝
 利によって、新守護職を獲得した山名持豊は、文安元年(一四四四)
 三月廿二日付で公布された、播州三郡散合事書に基づいて、東播三
 郡の国内庄園別の惣土貢等の検注を実施すべく守護使垣屋越中守を現
 地へ派遣し、守護所を開設させ、審問と註進の受理を開始したのである。
 その内容の詳細な検討については、田沼睦氏、吉田氏論文に詳しい
 が、その中心は、郡散合に伴う「国引懸事」と当時唱えられていた新
 守護による支配領域の新らたな区劃の線引に関連しての当知行所領の
 調査ではなかったかと考えられる。郡には従来よりそれぞれ在地の有
 力土豪である守護代があり、彼等は「守護代入澤入使者地下計会過法
 云々」とか、守護代入澤氏は、「地頭等捧半済当知行」⁽¹³⁾、仍不可及
 先日之一状云々、不得其意事也⁽¹⁴⁾とあって、依頼されていた書面通り
 には言及出来なかったと平然と返答するなど守護代の在地における政
 治的支配権力の実情は予想以上に無視し難いものがある。更に、「為
 龍門寺跡上者、不可及證文之由返答也、今時分被申管領者可然云々」⁽¹⁵⁾
 という守護代の訴訟法上の考え方は、検断権行使等による収公の場合
 の所領は、其の他の證文による由緒を無視する事も出来るという考え
 方である。かゝる守護代の態度からして地頭の郡散合における当知行
 所領の註進を好意的に処理してゆこうとする姿勢は当然のことと考え
 られる。このように、当時は地頭の半済当知行の背後には、常に在地

の軍事的実力者としてこれを支えて来た守護代が居たことは忘れては
 ならない。従って、今度の郡散合はこれら守護代の更迭も含めてその
 支配関係を再編成することにあつた。即ち、敗者である前任守護赤松
 満祐時代に、彼に合力していた者達の所領は闕所とするという前提が
 あつた。従って、「就当知行可被尋次第」⁽¹⁶⁾とあるように、当知行所領
 調査が戦後処理的な最重要施策として、矢張り重要な課題となつてい
 たと考えられる。

此の播州三郡に及ぶ郡散合事書が出されて約一ヶ月後の文安元年
 (一四四四)四月廿五日、当時すでに、「守護使己入部吉川上庄、于
 時地頭出逢於吉祥院問答、(中略)地下註文事、領家上使遅々下向付之間、
 先是地頭註文了、追而可尋知云々」とあって、公式の守護所における
 守護使による審問、並びに審判は、建内記文安元年(一四四四)五月
 廿五日の条に、領家、万里小路家在任代官、斎藤丹後入道良英の報告に
 認められているように、「就中今⁽¹⁷⁾日之間、三郡之面々於守護所令
 「委可註付云々」とあり、即ち同年五月廿五・廿六の両日中に註進
 するよう命ぜられていたのであるから、この後に守護所の審問は開始
 される手筈であつたのである。しかるに、それよりも約一ヶ月も早く、
 而も守護使が吉川上庄に入部した四月廿五日以前には既に、吉祥院に
 て出逢い問答が交され、領家の上使の僅か二日の遅延を理由に、欠席
 裁判同様審判が終了して了つていた。

このような地頭の註進ぶりや、守護使の審問、審判よりは、「地頭
 等於法光寺謁守護使、任雅意註進領家分、仍土貢減少、結局地頭分可
 在其内之由、并半済之由等、任雅意註載云々、(中略)結局名主二人令
 加判形云々、(中略)稱半済付給人者可為大事」とあるように、地頭
 の半済部分の註進は謀略的であるばかりでなく、守護使の側も地頭に
 対しては十二分に好意的な行政対応の姿勢であつたことが察せら

れる。⁹¹⁾

かくて、今度の郡散合事書は、「尋究可註進事」とあるように守護所における守護使による尋問（「問答」）をして、よく確かめてから註進することを命ぜられていたのである。（これは丁度中世イングランドのシェリーフの大巡廻裁判所の審問裁判と同様と考えられる。）

さて、以上のような社会背景を考慮しながら前掲第(一)史料を検討吟味する。守護審判の責任者である守護使、垣屋越前守熙統は、領家、万里小路家、在庄代官、斎藤丹後入道良英に対する非公式とはいえ明確な回答として、「地」□前註進之、(以半分註進地頭分)歟、間、於于今者無方便云々、と表明している部分には注目される。

この守護使、垣屋氏の回答から察すると、これは誠に非論理的であり、且つ、政治的配慮にすぎない冷や、かな態度と受け取れる。地頭による註進は、事実、公式期限前に自発的にした註進であるところに注目した守護側の審判であるが、これは領家側が当時では尚、路次狼藉等の危険も伴うような状況で地下への下向について、たゞの二日間の遅延によって不利な取扱いを受けているように見える。しかし、裏面の実情は、当時、吉川上庄においても、既に在地有力土豪である守護代が軍事的、政治的後盾になって、地頭が事実上の半済当知行を実現しているのであって、これには新入りの守護では、無視することは出来なかつたのではないかと考えられる。

在地における地頭の領主特権は、在地の有力者である守護代により保障され、守護はこの守護代の領域支配上の特権を承認保障する。これは「有馬号龍門寺跡知行之時、赤松播磨入道為當郡守護之時成下知了、是播磨入道与有馬已結所縁」とか、また「吉川事、以次示云、地頭等捧半済知行」、「仍不可及先日之一状云々、不得其意事也」、「にも現われていることから、これらの間には、封建的主従関係における

「知行」と、「安堵」の相関々係の存在を想わせるのである。

莊園領主等、寺社本所側の「此条無其謂事也、以他領令押妨、令註進自分者」と批難しているが、その実体は、「半済当知行」であつたのである。従つて、本所、領家側は守護審判所における当知行の由緒権原化を破るために、知行の由緒は「不可依註進之前後、可依文書之理非事也」と反論して、守護側に「不可為證據、必尋問、有相違事者可註直也」と申入れているのである。

こゝに守護所における守護使による審判は、幕府の播州三郡にわたる郡散合に伴う戦後處理とも云える知行の由緒の承認が主たる課題であつた。「嘉吉元年止彼違乱」、「不承引者、可被付地頭職於領家」という地頭との間に交した請文（契約）がある限り、従来よりの本所・公家法の論理からすれば、「任文書（請文）之道、理被經御沙汰之様」と主張することが出来た筈である。しかし、当時は、は武家法の根幹を為す封建法においては封主が封臣の領主的「特権の束」（封土）を保障することに意義ある時であり、また、「當所地頭半済などと任雅意註進させ候」とあるように在地の名主と特権を相互保障する立場の地頭があり、その地頭は、既述の如く在地有力土豪、守護代の協力を得て、始めて、その領主的特権を維持されており、守護代は守護により補任され、その支配特権を維持保障されていると見られる。この様な領主支配の重層性は封建的支配の特色というべく、封建的主従関係は在地支配の根源に至るまで、このようなヒエラルフィの拡大構成をとっているものと考えられる。

右のような封建関係にある守護と地頭との領主特権の保障を中心とした相互関係からすれば、莊園領主、万里小路家とその個々の所領と考えている部分についても、「結局地頭分可在其内之由并半済之由等、任雅意註進云々」とあるような、また、「申我物之趣」とか、「地頭

以半分被我物之条」ともある。このような感じで支配している状態が半済当知行だという理解が出来るのである。しかし、他方、これを領家側から見れば、「以他領令押妨令註籠自分者」と批難し、「此条無其謂事也」とされるものであった。本所領家側からすれば「依註進前後」って決める「当知行」が知行の正当性を決定するものではなく、「有證文哉之由相尋」或いは「可依文書（一円支證、地頭請文）之理非事也」とされていたのである。

勿論、文安元年（一四四四）五月廿五日の建内記によれば、知行の由緒を地頭藤田氏に相尋ねた處、本所領家にしては、とても知行の由緒として有効と考えられない観應己後の、既に棄破させるべき以往の證文に属する兵糧料所預状や半済預状、それに下知状などを根拠にしているものであった。そして、その中には全く「御成敗」とは言えない挙状等も含まれていたのである。しかし、武家側からすれば、現実の当知行所領が安堵の対象とされることが原則であるから、その当知行は、「可支申仁」が無い限り幕府・守護によって安堵されるのが定法となっていたのであるから、先に地頭が提出している證文類はこのような当知行を間接に動機づける證明としかみていない。これらは幕府・守護より下付されたものであればよかったですので、従って、これらの文書についても文書年紀そのものが考えられはするが、当知行の事実を安堵の要件としている封建法目的である所領には不知行回復のために、その由緒となる證文の有効性を論ずることは、本来的には無意味であった。従って、文書年紀そのものは本所領家の不知行所領の回復をする際の證文の有効期限を劃するためには存するものであった。

このことはまた、第(三)史料、建内記、文安元年五月廿八日条に、領家方、万里小路家在庄代官、齋藤丹後入道良英に宛てて内々に報告して来た守護山名方の行政政策に関する言明の中からもうかがえる。即

ち「地頭稱半済事、不可依文書之理非也、只可依當知行之有無歟」とある。これは、また当時の幕府・守護の知行行政政策を示すものと言えよう。

この第(三)史料に云う、「山名方の法式」は幕府の封建法の根幹である知行行政政策の一環として宣言されたものと考えられるが、具体的には、文安元年（一四四四）三月廿二日に公布された所謂郡散合事書の執行と密接な関係があり、在地における知行状態が当知行であり、而も「可支申仁」が無いということがその当知行を安堵するという先の幕府当知行行政政策の前提を為す行政行為である故に、「当知行」について異議を唱えている者に対して、その異議が幕府の当知行行政政策と相入れるものか否かの判断も含めて「可支申仁」の存否を幕府に報告してゆくのが、守護としての立場であったものと考えられる。従って、郡散合に関連して諸国諸庄園の検注がなされ、しかも「就当知行可被尋次第」との幕府の郡散合に対する基本方針に対する現地での行政執務担当者としては、このような行政判断もその権限の範囲に入れられるべきものであろうし、そのための審問が守護所において行われているのが守護裁判所の審問風景であると考えられる。

このような事実を念頭において、この「山名の法式」と表示された背景を見ると、領家、万里小路家は「散合により半済分が地頭の当知行所領と確認されることは明らかに不利である。」そこで、「万里小路時房は本所一円の由緒を示す文書をもって地頭註文を非法とし、当知行の確認を破るために訴訟にもちこんだ。」のであった。ところが、その回答として示されたのが、この山名法式の地頭等半済当知行安堵宣言であった。若し、このように解すると、如何にも領家の反論と守護方の回答が噛み合っていない感が強い。そこで、幕府法に云う「可支申仁」の存在と云うのは、知行由緒を示す證文（莊園領主＝領家の地位

を証拠づける本権証文」としての文書の所持者の存在を言っているのではなく、矢張り「当知行」の事実根拠とした現実の知行者、もっと具体的に言えば、過去に当知行に基づいて安堵下知状を下付されて、当知行していた者達による「支申」、す事実の存在がないことが、当知行安堵の要件となっていたのであり、この様な事実の存在、不現在の註進をするのが守護の役割であった。守護裁判所における審判は、この「可支申仁」に該当するものは、だれかを決定する事であった。この様に守護裁判所の審判の目的を見てゆくと、第三史料に見える「地頭稱半済事、不可依文書之理非也」という守護所の回答が、決して「希代事也」と驚くに足ることはない筈である。安堵の効力及びその手続については、吉田論文に詳しい。ここでは、石井良助博士による研究を再確認し、明確な見透のある見解をなされている。鎌倉幕府より室町幕府に至る間に、建武政権の知行に対する法制として確認されている「一同之法」^②を経て、室町幕府の應安の当知行安堵法へと発展して来たのである。

鎌倉幕府の安堵の方式は弘安七年（一一八四）十月廿九日の追加法^③に示されていることは周知されている。それは、

一、安堵御下文事、

右、不可准御成敗、訴訟出来之時者、就理非可被裁許焉、

とあって、当時の「安堵」の訴訟法上における地位を規定した法令である。これによると、「御成敗」とは御家人の特権を維持するために約束された封建法上の手続即ち、裁判によって得た理（非）であった。

他方、「安堵」はそれとは対照的なもので將軍・幕府による一旦の保障、即ち訴訟制度上の略式行為であった。従って、この両者の法的性格は自ら異なるものであった。只、しかし、「御成敗」が何等かの政治的劃期を齎らすために、將軍により発せられた顯著な内容を持つ

ていた場合があった。これは、当時「不易法」と謂はれ、御成敗としての本来の性格に加えて、徳政（令）に越訴禁止の條項が含まれているように、その判決・法令を永く厳守させたいため、再度訴訟させるべきものとしての法的性格をもつ場合があった。

実は、本稿では斯様な場合を中間項に介して知行安堵法が成長して来たのではないかと考えている。封建的主従（関係）法からすると、この知行安堵法は勿論、当知行安堵法を意味するのであって、現実の狀態、即ち現実に有効な領主持権が保障の対象として関心のあるところであって、過去のものには意を注そがない性格をもっている。しかし、只、吉田論文も指摘しているように、將軍・幕府の下した安堵保障の下文等に、由緒（権原）としての法意識が生成してくるにつれて、安堵状そのものが授与特権化して、由緒證文とされてくる。こゝで現実の「当知行」を伴わなない安堵状との関連をどうするか、問題となりここで、「文書年紀」の制が効力をもつようになったのではないかと考えられている。

本稿本節で取扱う最後第四史料は、その間の事情を説明してくれる史料である。

この史料では裁判上における「證文」と「当知行」と何れを由緒（権原）化するかの過程を示す事例として検討するに値いする。

既述したことはあるが、当時は、知行の由緒に二種存したと考えられる。その一つが、證文が示す由緒（権原）であり、他は、当知行等に現はれる権原化された法慣行である。この史料に見える領家、万里小路家の主張は、「本所一円知行之子細御判」^④、「吉川上庄一円支證（中略）及地頭等請文正文等」^⑤に現われている「文書」に知行の由緒を示すものとみている。特に、「嘉吉元年止彼違乱」^⑥「不承引者、可被付地頭職於領家之由、任度」^⑦地頭請文等被成下 御教書候」^⑧とあ

て、この領家、地頭間に交換された請文は、「相當憲法（中略）任文書之道理」「被経御沙汰之様可被申候」というのが領家側の訴の趣旨であったことからこのように理解しうる。

勿論、これに対するに、地頭側は守護代入澤氏に対しても、「地頭等捧半済富知行」⁽⁶²⁾「⁽⁶³⁾」ているし、守護代入澤氏はそれを請けて、領家側に對し、「仍不可及先日之一状云々、不得其意事也」と返答しており、そこには地頭が在地における半済当知行之事実を承認してもらおうべく、努力していることが見え、また双方の協力ぶりもうかがえるのである。

勿論、この半済当知行は第四史料、建内記、文安元年（一四四四）六月九日条に記されているように、地頭、藤田一族は「永享」⁽⁶⁴⁾「燿観應棄捐之御判、稱国引懸」⁽⁶⁵⁾「下知押妨候」といわれるように、今度の郡散合に伴う領域改革を目的とする線引実施に付随して、兵糧一旦の預状等、棄破されるべき預状、下知状の御判をもって、当知行を正当付けようとしているのである。これに對し領家側が最終段階の主張として、幕府・守護の執行に關連した「国引懸事」は一円所領の場合と半済当知行の場合とは同一に扱はれてはならないという主張をしていることからみても、事実上の半済当知行はすでに容認されていることが理解される。

このような領家と地頭の訴陳の問答から考察出来ることは、地頭の半済当知行安堵は、「当所地頭半済などと任雅意註進させ候」とあるなど、在地における名主の協力も得られて、事実證明の判形を得て自傍註進したことからも窺えるように、在地の名主・百姓等の現実の協力も得ていたようであった。そして、上層に当たる階層では地頭、守護代そして、守護使・守護、それに幕府とのそれぞれの間における対応は、地頭の領主支配の現実Ⅱ「当知行」を積極的には認してゆく現実政策であったのであり、「地頭稱半済事、只、可依當知行之有無歟、

是山名方之法式云々」と公言したり、又第(一)史料の「地頭」前註進之、以半分註籠地頭分歟 間、於于今者無方便云々」という守護使、垣屋越前守の執行態度となっていた。このようなことを了解して始めて、守護は当知行の事実の存否の審理がその役割であったことが理解出来ると同時に、その次の段階、即ち第二次封建關係の発生と共に、「地頭乞請守護安堵云々」という状態が見られるようになってゆくのも当然となしうるのである。

三

この当知行安堵の問題を制度論的に考えるためには、既述のように幕府（国王）により認知されている知行の由緒として二種類を想定してみる必要がある。その一つは朝廷に淵源する授与特権（中世イングラントのフランチャイズに当たるもの）による権原（由緒）の授与、他の一つは在地法慣行の幕府・守護による承認によって創設された権原（由緒）である。

鎌倉後期頃から前者が所謂領家方と稱され、後者が所謂地頭方と言われていた。これを「職の体系」に則して領家職、地頭職という。この後者の地頭職（地頭方）の「在地の法慣行から由来する権原」の創設には、専ら守護による当知行安堵が、わって来たと考えられる。

右のような視点から見れば、本来、職の補任権は公家本所にあるとされてきたものだが、当時はすでに「所領の宛行」と、「職の宛行」とが同一内容をもつものの表現の相異であったことを思えば、職Ⅱ所領となつて、共に不動産物権であったことは、先にも見た通り十分理解されることである。

長祿二年（一四五八）と推定される違乱排除の訴訟の言下案によれば、当該高山庄地頭職は恩賞として足利尊氏より建武・文和年間に勝尾寺が

寄進を受けたもので、これが知行すべき由緒であったし、以来弘源寺殿（管領、細川持之）の安堵の証判を受けてきたとされ、更に、事実上の支配も怠りなく行われているとの申出もあったということがわかる。

他方、浄土寺は長禄二年（一四五八）直務を主張し、代官を下向させて、年貢を徴収しようとした際に、在地の付属的特権領主たる地頭職所有者である勝尾寺に年貢を押し込まれたので、守護所に訴えているのである。

問題の所在を明確にするために、既述したように本所、荘園領主、浄土寺の所持する権原を朝廷（国王）の授与特権付与による荘園高級領主権と規定し、勝尾寺の幕府より寄進された地頭職をその付属的領主権と認識しようと考えると、勝尾寺は武家の御祈禱所として御祈禱の精誠を致すために、当知行しているという事実行為に基づいて、恒久的な法的効果のある「安堵」の証判を受けたいと守護所に訴えているのである。当時は、現地の守護による当知行の存否の注進並びに「沙汰付」が背景になって、幕府・將軍の知行安堵の制が成立していたことから見れば、守護の右のような権限は幕府の法制度たる知行安堵制における重要な要件となっていたことを示す。

勝尾寺は「安堵之御判等其外任当知行旨、被成下御判者」⁶⁴とか、「為寺家重代御判被頂載候者」⁶⁵とか、懸命に守護に懇願しているのは荘園領主、浄土寺と地頭職所有者勝尾寺の両者のもつ知行権の競合関係について当時は未だ決定的要素が存しなかったと考えられる。即ち当知行安堵制の生成の過程だったと思われる。

かくて、勝尾寺の地頭職安堵の御判申請の結果は、長禄三年（一四五九）十月十五日、細川道賢の管領奉書によって、幕府の意思として勝尾寺を当知行人として在地の沙汰人・百姓に宛て、年貢の納付を命じており、更に、同年十二月廿四日、同じく管領奉書により訴訟の

裁決があったのは、勝尾寺に所務権を認め、その権限による年貢徴収権を保障したことになるのである。

しかし、既に、所務即ち、荘園の田島等下地の管理、収益事務の知行権の存否の争に関する訴訟の手續自体は、「外題安堵法」の制定（弘安七年）が見られるに従い、「知行すべき由緒」は、本権から独立しはじめた。知行保持・回収の訴訟は本権訴訟が提起されない限り、一個の独立した訴訟となっていた⁶⁶。これは「本権を所有する荘園（高級特権）領主」より自立し、その荘園経営における勤農権を中心とする（付属的下級）在地領主権である地頭職の方が経済上・政治上主体的地位に上昇して来たことを示す。

そして、このような事実の経過の中で幕府（封建国王）と（下級）在地領主（封建領主）との間に、領主特権を封建契約上の「封土」とする主従関係が生じてくる。そして、この封臣の所有する特権を保障するために、「当知行安堵の制」が生れたのである。具体的には、先づ第一段階として在地領主特権に対し、時効制度（年紀制）の確立が図られ、自立領主権として本所法とは別個に承認されるような制度の創設になったのである。

これは時効による当知行（占有）の権原化である。即ち土地支配上、事実上の占有が法律関係にあるものとして保護され、法律上の占有（即ち、この当時は「知行」と呼ばれているものであるが）に昇華され、付属権の性質から自立したものである。これが知行の発展といわれるものである。

既に、述べた如く、荘園領主、本所領の権原を示す由緒は朝廷の封戸、功田、職事田等に淵源する貴族の特権授与によるものである。それ故、本来この由緒を示す公驗文書は「年紀制」に左右される性質のものではない。（「不可依文書年紀」⁶⁷）。しかし、同時に、これは、

應永廿九年（一四二二）の「御成敗条々」の中の「寺社本所領訴訟事」（一六九号）に、寺社がその所領に關し、その由緒を証明する公驗を所持しない場合、それがたとえ、「寺社本所領」だとしても、幕府としては、裁判の対象としないとされる。この条文はまた、次の一七三号条文「諸人訴訟事」とも関連する。これは由緒を示す公驗に關する訴訟提起の有効期限を設けたもので、「雖為權門、於或年紀馳過、或不帶公驗者、不可有御裁許焉」とある。これは共に、「当知行」との関連で知行回復のための、文書のもつ訴訟提起の有効期限を劃したものであった。

この点、もう少し立入って考えてみると、「一、諸人安堵事」にもある「諸人」は、この一七三号条文の「諸人訴訟事」の「諸人」の場合と同じであろうとすると、權門も含まれている。このように考えると重大な法制改革を宣言したことになる。即ち、文書の年紀馳過は所領の不知行回復に由緒として役立っていた權原（由緒）を示す文書自身具有している「安堵」請求権の有効期限が切れることになる。これは訴訟法上では「不帶公驗」場合と同列に取扱はれて共に、たとえ訴訟がなされても、裁許の対象には出来ない。こうして、文書の年紀馳過の場合は訴権が消滅することになっている。これは勿論、知行の由緒を主張することも禁止される結果を齎す。

かくて、主要な寺社本所門跡所領以外の權門の場合は、「当知行」という事実がある場合、並びに不知行回復をはかるときにも文書の年紀内の場合に限って、安堵御判を下付することになるのは定法であるというのである。

このような一連の改革令から見ると、石井良助博士の「文書年紀制の創設は『当知行安堵制』の確立のための付随的的制度である。」と説明されているのは卓見といわねばならぬ。

この應永廿九年（一四二二）の「御成敗条々」において「文書年紀制」が法制化されたことは、同時に權門、武家共に安堵の御判は当知行であること、そして不知行の場合も共に證文の有効期限は年紀内に限るということになったわけである。

従って、「年紀馳過」は由緒とされてきた證文についても「訴権の消滅」を来すとされる。文書年紀制が施行されると、由緒を示す文書の年紀が馳過した場合は、事実上の不知行の場合に、その知行回復の訴権が消滅することになると宣言したことになる。

室町幕府法の應永廿九年（一四二二）と言えば、將軍は義満から義教に入った時で専制封建期に入った時代である。この時期、すでに「御成敗条々」中に「諸人安堵事」を設け「就当知行、被下安堵御判者、普通之儀也」と言っている。これは封建制における土地制度が完成されたことを示し、当時は、封建法における封主（幕府・將軍）が封臣（御家人）に対し、領主特權としての權原を保障するため、「安堵御判」を下付するのは通常よく行われる法例であったという。こうして封主が封臣との間で保障協約が締結されるに際しては、必ず知行を必要々件として安堵御判を行うのであった。

封建封主たる幕府・將軍は封臣としての御家人の奉公に対する御恩としての知行政策を考えるのは当然と思われるが、この應永廿九年法は、同時に荘園領主の由緒に対しても幕府の承認権が存在することを示しているものであった。従来、荘園領主は高級特權に属していたから、律令國家の國王たる朝廷が、その下封した授權の有効性＝由緒の存在、不存在の確認を裁許するものであった。

それが應永廿九年の「御成敗条々」によると、「于異他」寺社本所門跡を除き、其の外の權門に対しても封建的主従契約法の一つとして「当知行」の存否を要件とするようになったのである。そして、更に

すすんで文明八年（一四七六）にはその施行について、幕府、守護の協力体制により在地にも権威が貫徹するようになり、「任請文」で、幕府は不知行所領の沙汰付をすることになったというのである。

このような状況になると、幕府の行う荘園領主、寺社本所の所領に對して行う、当知行を要件とした安堵と、その寺社本所の所領である荘園の付屬的下級領主特権、所謂、「職」の補任の相互の關係はどのようになっているかは注目されることである。

吉田論文は幕府の「知行安堵法」の對象の広がりと、本所の「職の補任権」の存在との關係について次の様に述べる。

本所勤修寺宮はその所領、近江国清水本庄の公文職について、当知行人積松丸に對する応永十一年（一四〇四）九月廿四日の幕府の御教書からみて、本所勤修寺宮の申状の内容によると当知行人積松丸の相伝した公文職は犯科人の讓（所帯）であるとして収公し、幕府より安堵の御教書を掠申して自己の所領とし、それをテコに惣庄を自己の領主権下においている云々という主張である。

これに對し、清水本庄公文職が「相伝の理非」（公文職の相伝の由緒の是非）は慣例通り本所勤修寺宮の沙汰権にある。従つて下地支配即ち、付屬領主特権としての公文職は本来、本所勤修寺宮の補任した所務代官である雜掌が知行すべきだという。そして、守護被官人である積松丸の言う犯科人の収公に當る所帯ではないとした幕府裁判所の判旨をもとに、裁判権力が幕府と本所に割分されている史料として注目されている。この史料から「確かに権力の分有を示す荘園領主としての本所勤修寺宮に「職の補任権」乃至「相伝の理非」の存在、不存在の確認権が存在するという考察はこの幕府の御教書の趣旨から肯ける」と言う。

「職」とは、付屬的領主特権としての下地を知行すべき権原であり、

知行の由緒である。だから「職」に補任されることが知行を正当づけている訳である。従つて、「職」の補任権のある本所が、その「相伝の理非」の存在、不存在の確認者、承認者でもあった。

しかるに、応永廿九年（一四三二）七月廿六日、公人奉行、松田丹後入道淨貞満秀の係で伝達した「御成敗条々」の中の一七三号条文「諸人訴訟事」を参考にすれば、先の御教書の時（應永十一年）（一四〇四）には本所の勤修寺宮の本所権による「相伝の理非」の確認裁判権を是認していた。それが十八年後の、この法令では、それを否定し、権門に訴申す聴訟も含めて「諸人訴訟事」と規定した。

既に、この聴訟十箇条公布の七月より遡ること六ヶ月以前（同年正月）に將軍義政は勤修寺経興を籠居せしめているし、二年以前（應永二十七年）に鳥丸豊光、日野有光等を屏居せしめ、更に前年（應永廿八年）九月十四日には広橋兼宣の所領を没収している。これらのことからみて、当時はすでに権門の沙汰権を完全に將軍自身の手中に収めてしまつていたと考えられる。以上、これらの武家の法制がやがて、「当知行安堵制」の完成に寄与する。「当知行安堵」は安堵申請者の主張に従い、「可支申仁」のない限り（当知行の証明の存在を条件に）理非・由緒が争いの對象とならない。（不論理非）。これは封建契約上の特質を示すものと言える。ここではじめて、前段階にあった弘安七年法の意味がよく理解しうるのである。幕府が由緒の理非を争点とする必要のない安堵の手續として、「当知行安堵制」を採用した所以も封建的身分契約の設定に伴う当然の事であった。

かくて、荘園領主権の中に本所等の高級領主特権と、付屬的下級領主権との所務上の競合關係がうすれ、更に「知行安堵制」が「年紀制」（時効）を超えて「当知行安堵制」を創設する段階になる。ここで、しばしば問題になる寺社本所領等権門の所領の不知行地（回復）の問

題がある。これは武家の付屬的下級領主権の自立化に伴い当知行安堵の制を実施するについて、どうしても整理しておかなければならぬ問題であった。

このような事情を考えると、吉田論文が長祿二年（一四五八）三月十七日の法令に、一、寺社本所門跡領已下、近來違乱不知行分事、如元被返付之⁽⁶⁷⁾とある事実注目される。この「寺社本所門跡領已下」とは、応永元年（一三九四）の「寺社本所領事」の条に言う寺社本所領と見合うものであって、それらは、「依勅許所被定下」⁽⁶⁸⁾の重要な寺社本所領、即ち、「禁裏、仙洞御料所、寺社一円仏神領殿下渡領等」（九七号）であって、これらは「異于他之間、曾不可有半済之儀、固可停止武士之妨」（同条）と同一、同質の主要寺社本所領を意味するものであって、「大乘院寺社雜事紀」長祿二年四月七日の条に、「隨心院より申下相国寺、建仁寺、東福寺等所領如元被返付之、冷泉飛鳥井本領安堵云々、近日御成敗可為如普広院（義教）御代云々」とあって、禪宗大寺院を中心とした返付令であったことを指摘している。⁽⁶⁹⁾

そして、この場合「於無縁仁者可庭中之由室町殿（將軍義政）御下知」とあって、返付すべき機会が得られなかったものは庭中に申出るように指示している。これは、その他の重要な寺社に対しても無視する意思のないことを示している。しかし、この返付の実施はしばしば困難に遭遇し、一年がかりであった。ところが、長祿三年（一四五九）五月六日の藤源軒日録には、せっかく返付した寺社本所領であるから、「去年（長祿二年）還付在所、致訴訟輩可被停止之由、於奉行被仰出也⁽⁷⁰⁾」とあって、右の返付に対して異儀を申立てるために訴訟に持込む輩に対して將軍は訴訟不受理を表明することにしたのである。

右の一連の室町殿の命令として出された不知行所領の返付令、それに関連した訴訟の不受理の命令等は「近日御成敗可為如普広院（義教）

御代⁽⁸⁰⁾」として義教の発した御成敗（不知行寺社本所領返付令）を不易法化して、義教時代の返付令の趣旨を受けたものであって、この藤源軒日録の条に見える「御成敗」は、単に判決という意味ではなく、「不易法」を意味し、先代將軍義教の意志を不易法として、それに継承したものであった。丁度徳政令が一つの訴訟停止（訴訟禁止）とセツトにした無償返付令であった上に、この無償返付令を「不易法」化したもの、それが「徳政」令であった。従って、これに対する訴訟はたとえ本権訴訟たりといえども「停止」（拒否）し得たのと同様である。

このように不知行所領の返付（回復）に該当する対象は將軍直き、直きの御意志である「不易法」にかなう程の重要性をもたなければならぬだけに、その不易法化された寺社本所門跡領に対しては幕府・將軍により特別な取扱を受けていたのである。逆にそれ以外の一般の所領については、むしろ従来通りに当知行優先の取扱いになっていったと思われる。この不易法化の例は鎌倉幕府下においてもその例があるが、この場合も幕府法制において、一つの画期を創設する必要があった時に当たっていたし、その他の徳政令の公布の場合も同様であった。

これらの事柄を吉田論文は室町幕府は返付令にこと寄せて寺社本所の主張する由緒を限定し、足利義教（普広院）の時代の所領に限定の基準をおいたものと理解される。⁽⁸¹⁾

従って、吉田論文の言う「寺社本所への知行回復から由緒を争う訴訟への移行を権力的に拒否したものである」と見るよりも、むしろ、これを法史の立場からみて朝廷・鎌倉幕府より継承された「徳政」令と性格を同じくする「不易法」を利用したものとするべきであって、純粹の権力的処置とは考えてはならないのである。

九条家領、日根庄は鎌倉中期、天福二年（一一三三）（貞永元年の翌年）の官宣旨により、一円不輸の莊園として開発され、九条家に権

原（由緒）授与された荘園であった。

しかるに、応永廿六年（一四一九）の不知行の回復をはかる訴訟で用いたのは、建武三年（一三三六）の安堵の一連の文書と応永七年（一四〇〇）の安堵の奉書であった。これは不知行の回復をはかる訴訟において、開発の由緒を提示することと同じ効果を求めて、領有の由緒を建武三年（一三三六）の安堵に求めたのである。その建武三年（一三三六）の安堵とは、足利尊氏の安堵をさし、室町將軍家代々御判の先駆であり、それにより不知行が回復されるとすれば、建武三年（一三三六）の足利尊氏の安堵が由緒と看做されるとみられる。

そして、それは「文書年紀」との関係なしに不易の法となつたことを示すものである。

しかし、このことは幕府の御恩を寺社本所門跡領等の主要荘園（高級）、領主権の由緒とみなすことになる。即ち幕府は朝廷の特権授与を継承して寺社本所等とも封建関係としての「封土」の授与をしたことになる。かかる意味で、この長祿三年（一四五九）の返付保護令は重要である。

吉田論文はまた、文明十八年（一四八六）に、「諸寺院領競望之輩事」と題して、法の制定をみた背景を詳しく考察して重要な指摘をされている。長祿二年（一四五八）より二十八年経過した、この文明十八年（一四八六）に、「不可有御許容、萬一雖云致訴訟一切不可白次之由、可命諸奉行」とある。

これは先に、長祿二年（一四五八）の幕府法において「可庭中」と室町殿の御下知があったし、他方において、「御成敗可為如普広院御代」として、不易法の論理で処理したのであった。それが文明十八年（一四八六）では「不可有御許容」とされたことは重大な変革である。

従前よりの訴訟手続法の慣例からすれば、当時の論人奉行、中沢備

前守の「不可加判形之由白」⁽⁸⁴⁾すとおりで、蔭涼軒もその事柄を正当と認めていたのである。

しかし、今度は、奉行人が理非の糺決を執拗に求めたことに対して、幕府は忌避的であつて、由緒（権原）の宛行は封建国王（幕府將軍）に専属するものであり、且つ、また寺領についてさえも、当知行所領の保護を宣し、本主の由緒を拒否したのは、寺領もまた封土化している証拠といえよう。これは幕府の法令による荘園の封土化政策ともいえるのであつて、ここに当知行安堵の制の定着をみるのである。

結 び

つまり、本所・本主権の由緒の授与権を朝廷に代り、幕府が行使するということは、幕府により授与されるその本主権（由緒の「封土」化（封建制における御恩化）を意味する。即ち、これは荘園高級特権領主権と付属領主権の一元化である。「荘園制」に対する「封建制」への吸収である。また、公家、武家双方に対して「当知行安堵の制」を受入れさせていることであつた。

これは、土地所有制が「封建制」に変動して来たことを示すものであり、「荘園制」の衰退の歴史的過程に見合うというものである。そこに在地法慣行であつた当知行年紀制（時効制）を一步進めた「文書年紀制」の出現の必要があつた。

吉田論文によれば、当知行安堵の制（にあって）は、権利に對立する占有としての性格を認めたい点があるという⁽⁸⁵⁾。

これには、次のような説明が要するであろう。この土地所有制においては、事実上の占有に、法的効果を与える法律関係とするところに意味がある。これが「知行法」という法制であつた。従つて、これは占有している事実自体（を根拠）に、保障の力という法律的效果を発生

させる権原（由緒）を認めたということから考えれば、代々の当知行安堵の御判があることが、言い換えると、「安堵御判」が合法的に破られなければ、さらに次の御判を得るための条件となつてゆくと考えられる。

吉田論文に鎌倉期以来の勅裁であつても、室町幕府の所務に関する御判等と競合することが出来ないと宣言されたといつているのは、所領の安堵は幕府の御判に基づきなされるものとして、朝廷に代つて、御判（由緒）は一元的に「授権」される。即ち、「相伝」（法慣習）と「公驗」（国王授権）により支えられて来た従来の由緒の在り方が室町幕府の知行制において、はじめて統一されたと説明されてねばならない。即ち公驗と相伝が統合され、荘園領主の高級特権も否定され、武家封建法による領主権に一元化されたといえる。

幕府は在地領主権の棟梁的存在である。故に封臣である御家人等の領主権の事実上の存在（当知行）に権原（由緒）を認めたのである。これ「封土」が「特権の束」（当知行の領主権）と言われる所以である。鎌倉期では、「当知行」は年紀制との関連において注目され、長期占有（二十年・十年の年序）の場合のみ、それが（当知行が）「時効」により由緒（権原）に昇華され、了承されてきたのである。

これに対し、室町期では、本権による由緒に基づくことなく、「当知行」という事実上の領主支配（当知行）それ自体に保護が加えられたのである。そして、それがやがて幕府の絶対封建権力の整備により、「安堵御判」＝由緒（権原）の授与となつて、権原化したのであつて、丁度、朝廷（国王）の特権授与（フランチャイズ）は幕府・將軍の御判・奉書それ自身にとつて代つたわけであつた。

注

(1) 吉田徳夫氏稿「室町幕府知行制の考察」（『ヒストリヤ』九四号五四頁参照）、中田薫・牧建二・石井良助三博士、につづくものとして多

くの中世史家は認めている。

(2) 中田薫博士著、「王朝時代の荘園に関する研究」（『法制史論集』Ⅱ、七五頁・二五一頁参照）

(3) 同 右

(4) 中田薫博士、前掲書、三一三頁・三一六頁参照

(5) 赤沢計真氏稿「荘園成熟期における領主権と変動―十三世紀末在地法慣行と権原開示訴訟の相関―」（『歴史学研究』五六二号）

(6) 石井良助博士稿「書評」（『法制史研究』三三三号二七頁）

(7) ①註（一）、②同、「職相伝の研究」（『法制史研究』三三三号）

(8) 石井良助博士著「日本不動産占有論」七八頁参照

(9) 知行の成立には、知行の由緒の存在が必要である。「稱相傳」（平盛正解状）、「稱有由緒」（村田安房左衛門尉秀信代法橋龍海陳状）に類して「稱得付屬」・「稱有光消附屬状」は皆知行の由緒を主張しているものである。

(10) 外題安堵法とは、延慶二年五月廿七日に制定された「成安堵御下文所領事、右背御下文、窓押領之條、甚以奸濫也、然者、至所領者、任御下文外題安堵、可沙汰付、至相論者、就理非、可被御成敗、自今以後、若背此制法者、可被取公所領、無所帶者可被流刑矣」（北條九代記及び武家年代記上）という法令を指す。即ち、外題安堵を受けた所領に關して、訴訟が起つた時には訴の理非を聞いて、一先づ安堵を受けた者の知行を全うせしめんとする制度である、この規定は知行の押妨の場合のみならず、その押領の場合にも適用されたのであろうから、安堵の効力は当知行の効力より強大であつたとせられる。（石井良助博士著「中世武家不動産訴訟法の研究」一〇四頁、註（一六一）参照）

(11) 黒田俊雄博士著「中世の國家と天皇」（『中世の國家と宗教』所収）

(12) 同 右

(13) 同 右、尚、吉田徳夫氏前掲書①三六頁参照

- (14) 應安元年十月 日東寺雜掌頼憲申状（「東寺百合文書と、四十至五十上」所収）
- (15) 小川信氏著「南北朝内乱」、（新版岩波講座「日本歴史」中世2）
- (16) 室町幕府法、追加應安元年六月十七日、寺社本所領事条（九七条）
- (17) 吉田徳夫氏①前掲書、三六頁
- (18) 羽下徳彦氏稿「越後における守護領国の形成」（「史学雑誌」六八一—八）
- (19) 石井良助博士著前掲書五二三頁以下参照
- (20) 吉田徳夫氏前掲①論文、三六頁以下参照
- 二
- (21) 建内記七、文安元年四月十四日の条
 等陣房示送分、播州三郡明石・美襲・守護使号散合、委細可令註之、就其事書一紙加下知之間、写留云々、銘云、今度郡散合事書案文、條々、寺社本所領田數、土貢諸色事、公用員數事、長夫立掃事、本所直務美否事、先方之時者雖為守護請之地、播州之時二成而本所直務二成頒否事、又先方時本所雖為直務、守護請二成哉否事、尋究、可有註進事、寺庵神講田寄進證狀実否尋究、可有註進事
 一、在々所先方奉公人所持名主職等、当參不申、地下平民二混て其職知行事尋究、關所可被入事
 一、就當知行可被尋次第、今度刻、播州より始而被相計給分・在所お、當參申て号本給と答、地下差出等仕鉢事態々尋究、可有註進事、
 一、於關所在所、田數土貢・長夫立掃夫事尋究、地下人差出起請文相副可答事、
 一、於關所名田者、地頭・本所本役以下、條々有限名主徳分土貢お可被註進事、
 一、於關所地雜約已下、色々小公事物可註事、
 一、當知行分註物以下小公事物可有同註進事、
- 文安元年三月廿二日
- 以上
- (22) 「国引懸事」、言葉の意味は、国の行政支配地域内であるという理由をつけて押領することであると考えられる。「引」くとは権力的に支配することであろう。
- (23) 建内記、文安元年五月十九日条
 重罪を科すると言いかけて、計略的に強引に支配下におくことで
- (24) 同 右、同 年六月三日条
 この言葉の意味は、地頭等在地領主が半済として當知行して来た所領の員數であるとその註文を提出して来たから先日お届け頂いた書状には言及出来なかつた。これは既に地頭の當知行分の内に含まれているようなので、お仰せのようには參らなかつたという意味であろう。
- (25) 同 右、同 年六月十九日条
 龍門寺跡を相伝したのであるから、公驗等の由緒證文は不用である。との返答である。今時分管領に申されるのはよろしいことである。
- (26) 同 記、同 年四月十四日条
 前掲播州三郡散合事書案参照、
- (27) 同 記、同 年四月廿五日条
- (28) 同 記、
- (29) 守護所における守護使、垣屋氏による地頭等に対する審問開始は正規の期日よりずっと早く地頭に対すゝ特別な配慮の下に行われたようである。
- (30) 同 記、同 年五月十四日条
- (31) 守護使による守護裁判もイングランド中世のシェリーフによる巡廻裁判所における審問と同様、在地領主それぞれに個別に問答即ち尋問調査をしていたようである。
- (32) 日本中世武家訴訟制度においては訴訟の進行と自力救済は並行して進んでいた。訴訟繫属中に訴人や證人が路次狼藉に遭つて命を狙はれることが、しばしばあった。これも或時期までは自力救済の一部分とも解されていたようである。建内記、文安元年五月廿五日条に、「中納言人道去々年五月廿五日、自越前國為上洛進発之処、不知行方云々、

仍於路次若遇其難敷、とあるのもその一例であろう。

- (33) 建内記、文安元年五月廿五日条参照
- (34) 同 右、同 年六月三日条参照
- (35) 同 右、同 五月廿日条参照
- (36) 同 上、
- (37) 同 記、同 年四月廿五日条参照
- (38) 建内記、文安元年六月九日条参照
- (39) 同 上、
- (40) 同 右、同 年五月十九日条参照
- (41) 同 記、同 年五月十四日条参照
- (42) 同 記、同 年五月廿五日条参照
- (43) (44) 同 記、同年五月廿日条参照
- (45) 註(42)に同じ
- (46) 註(43)に同じ
- (47) 中世法制史料集第Ⅱ、室町幕府法、一九五条
- (48) 建内記、文安元年五月廿八日条
- (49) 建内記、同 年四月十四日条所収の文安元年三月廿一日付播州三郡散合事書案参照
- (50) (51) 吉田徳夫氏前掲論文三八頁参照
- (52) 石井良助博士前掲書
- (53) 中世法制史料集第Ⅰ鎌倉幕府法、五六七条
- (54) 吉田徳夫氏前掲論文五〇頁参照
- (55) 建内記、文安元年六月九日条参照
- (56) 同 記、同 年五月廿日条参照
- (57) 註(55)に同じ
- (58) 同 上
- (59) 同 記、同 年六月三日条参照
- (60) 註(55)に同じ

- (61) 同 記、同 年五月十九日条参照
- (62) 同 記、同 年五月廿八日条参照
- (63) 同 記、同 年六月九日条参照
- (64) 勝尾寺文書(箕面市史所収)九六三号、長祿二年九月日言上 参照
- (65) 同 右、九六八号
- (66) 石井良助博士前掲書、
- (67) 中世法制史料集第Ⅱ、室町幕府法一六九条
- (68) 同 右 一七三条
- (69) 同 右 一七七条
- (70) 石井良助博士著、前掲書 頁参照
- (71) 中世法制史料集第Ⅱ、室町幕府法一六八条一八四条
應永廿九年七月廿六日、公人奉行、松田丹後入道淨曹満秀、「御成敗條々」
- (72) 同 右 一七七条
- (73) 大日本史料、七一六
- (74) 吉田徳夫氏前掲①論文、四一頁一四二頁参照
- (75) 中世法制史料集、第Ⅱ、室町幕府法補遺二三条
- (76) 同 右 九六条
- (77) 吉田徳夫氏前掲①論文四五頁参照
- (78) 註(75)
- (79) 蔭涼軒日録、長祿三年五月六日条
- (80) 大乘院寺社雜事記、長祿二年四月七日条
- (81) 吉田徳夫氏前掲①論文、四五頁参照
- (82) 同 右
- (83) 中世法制史料集第Ⅱ、室町幕府法、参考資料、補二五条
- (84) 蔭涼軒日録、文明十八年五月十七日条
- (85) 吉田徳夫氏、前掲①論文四八頁参照
- (86) 同 右 四八頁一四九頁参照

Legal Framework in Japanese Medieval Feudal Society : concerning the development of Chigyō (知行)

Hiroaki TSUJIMOTO

Summary

Japanese feudal fief-system was framed through the process of change from the manor system to the feudal system in Japanese medieval society. The motive force was the political and military management power of Buke that ruled the medieval society in our country. However, this Shiki (職) system was an organization of the local order in the manor system. Therefore, Shiki (職) was a source (Honken 本権) of Chigyō (知行) with the legal effect. An image of Shiki (職) system which is the nucleus of the manor system, remained in afterward society. In consequence, the lord's fief was called Jitōshiki (地頭職) in this stage. The feudal lords had a privilege on land called fief. The security for their fief came to be based on the real ruling ; Tōchigyō (当知行) with the growth of the political and military force of the lord King (Shōgun). The change of this security system is called the historical turnabout from the manor system to the feudal system. This historical epoch corresponds to the period of A. D. 1422 ; the 29th year of Ōei (応永) in Japan. In this essay, the author demonstrates some concrete cases through the process of the progress of Chigyō (知行) in medieval society.